

簡易裁判所に関する資料

- 簡易裁判所について 1
- 簡易裁判所に係属する事件（平成 13 年・新受事件） 5
- 東京都内の各簡易裁判所の事件数（平成 13 年・新受事件） 6
- 東京都内の各簡易裁判所の裁判官数（平成 14 年 4 月） 7
- 裁量移送の状況（昭和 58 年～平成 9 年） 8

簡易裁判所について

○ 設立及び管轄区域

裁判所法第 2 条第 1 項は「下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする。」と定め、第 2 条第 2 項は「下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。」としている。

簡易裁判所の設立及び管轄区域については、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律第 1 条に基づいて同法別表第四表の通り設立され、同法第 2 条に基づいて同法別表第五表の通り管轄区域が定められている。

現在、簡易裁判所は、全国に 438 庁が設立され、そのうち 253 庁が地方裁判所本庁又は支部に併置された簡易裁判所であり、残り 185 庁がその他の簡易裁判所（独立簡易裁判所）である。

○ 裁判官

裁判所法第 32 条は「各簡易裁判所に相応な員数の簡易裁判所判事を置く。」と定め、裁判所職員定員法等により、簡易裁判所判事の定員は、806 人と定められている。簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する（裁判所法第 40 条第 1 項）。

簡易裁判所判事の任命資格は、裁判所法第 44 条第 1 項により、①高等裁判所長官又は判事の職に在った者（第 1 項柱書）、②判事補の職に在って 3 年以上になる者（第 1 項第 1 号）、③司法修習生の修習を終えた後に検察官、弁護士、裁判所調査官、裁判所事務官等の職に在って 3 年以上になる者（第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項）、④一定の大学の法律学の教授又は助教授の職に在って 3 年以上になる者（第 1 項第 5 号）とされているほか、多年司法事務にたずさわりの、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、裁判所法第 44 条第 1 項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができるとされている（簡易裁判所判事の選考任命、裁判所法第 45 条）。

簡易裁判所判事の裁判官の定年は、年齢 70 年とされており（裁判所法第 50 条）、他の下級裁判所の裁判官（年齢 65 年）と異なっている。

簡易裁判所は、1 人の裁判官でその事件を取り扱う（裁判所法第 35 条）。

○ 裁判権その他の権限

1 民事事件

訴訟の目的の価額が 90 万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）について第一審の裁判権を有する（裁判所法第 33 条第 1 項第 1 号）。

訴訟の目的の価額が 90 万円を超えない請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟

については、地方裁判所も第一審の裁判権を有する（裁判所法第 24 条第 1 号）。

簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない（民事訴訟法第 19 条第 2 項本文）。

簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる（民事訴訟法第 18 条）。

地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる（民事訴訟法第 16 条第 2 項本文）。被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない（民事訴訟法第 274 条）。

2 刑事事件

罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪、刑法第 186 条（常習賭博及び賭博場開帳等凶利）の罪、刑法第 235 条（窃盗）の罪若しくはその未遂罪又は刑法第 252 条（横領）若しくは刑法第 256 条（盗品譲受け等）の罪に係る訴訟（家庭裁判所の権限に属する少年法第 37 条第 1 項に掲げる成人の刑事事件を除く。）について第一審の裁判権を有する（裁判所法第 33 条第 1 項第 2 号）。

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない（裁判所法第 33 条第 2 項本文）。ただし、次の事件においては、3 年以下の懲役を科することができる（裁判所法第 33 条第 2 項ただし書）。刑法第 130 条（住居侵入等）の罪若しくはその未遂罪、刑法第 186 条（常習賭博及び賭博場開帳等凶利）の罪、刑法第 235 条（窃盗）の罪若しくはその未遂罪、刑法第 252 条（横領）、刑法第 254 条（遺失物等横領）若しくは刑法第 256 条（盗品譲受け等）の罪、古物営業法第 31 条から第 33 条までの罪若しくは質屋営業法第 30 条から第 32 条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第 54 条第 1 項（1 個の行為が 2 個以上の罪名に触れる場合等の処理）の規定によりこれらの罪の刑をもって処断すべき事件。

3 法律により簡易裁判所又は簡易裁判所の裁判官の権限とされている権限

ア 民事手続関係

- ① 支払督促（民事訴訟法第 382 条～第 397 条）
- ② 訴え提起前の和解（民事訴訟法第 275 条）
- ③ 調停（民事調停法、特定債務等の調停の促進のための特定調停に関する法律）
- ④ 公示催告手続（公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第 764 条）

イ 刑事手続関係

- ① 逮捕状（刑事訴訟法第 199 条）
- ② 勾留状（刑事訴訟法第 207 条）
- ③ 差押・搜索・検証・身体検査の令状（刑事訴訟法第 218 条）
- ④ 略式命令（刑事訴訟法第 461 条）
- ⑤ 交通事件即決裁判（交通事件即決裁判手続法第 3 条）
- ⑥ 検察審査会への証人の召喚状（検察審査会法第 37 条）

ウ その他の手続関係

- ① 過料の裁判（戸籍法第 123 条、住民基本台帳法第 52 条、外国人登録法第 20 条）
- ② 警察の保護時間延長の許可状（警察官職務執行法第 3 条）
- ③ 引致状（犯罪者予防更生法第 41 条）
- ④ 臨検・搜索・差押えの許可状（国税犯則取締法第 2 条、証券取引法第 211 条、金融先物取引法第 107 条）

○ 簡易裁判所の民事訴訟の特色

- 1 手続の特色（民事訴訟法第 54 条第 1 項ただし書、第 270 条、第 275 条、第 279 条）

簡易裁判所においては、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする。

簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。
- 2 訴え提起の手続の簡素化（民事訴訟法第 271 条～第 273 条）

訴えは、口頭で提起することができる。

訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によってする。
- 3 審理手続及び判決の簡素化（民事訴訟法第 276 条～第 278 条、第 280 条）

口頭弁論は、書面で準備することを要しない。

裁判所は、相当と認めるときは、証人、当事者本人又は鑑定人の尋問に代え、書

面の提出をさせることができる。

判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

4 少額訴訟の特則

(1) 請求の限定（民事訴訟法第 368 条、第 373 条、民事訴訟規則第 223 条）

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が 30 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に 10 回を超えてこれを求めることができない。

(2) 通常の訴訟手続の関係（民事訴訟法第 373 条、第 377 条～第 380 条）

被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。訴訟は、被告が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をした時に、通常の手続に移行する。

少額訴訟の終局判決に対しては、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。異議後の判決に対しては、控訴をすることができない。

(3) 一期日審理の原則（民事訴訟法第 368 条～第 372 条、第 374 条、第 376 条）

少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。当事者は、最初にすべき口頭弁論の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。証人の尋問は、宣誓をさせないですることができる。少額訴訟においては、反訴を提起することができない。判決の言渡しは、相当でないとする場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにす。請求を認容する判決については、裁判所は、職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならない。

(4) 判決による支払の猶予（民事訴訟法第 375 条）

裁判所は、請求を認容する判決をする場合において、被告の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、判決の言渡しの日から 3 年を超えない範囲内において、認容する請求に係る金銭の支払について、その時期の定め又は分割払の定めをすることができる。

簡易裁判所に係属する事件(平成13年・新受事件)

種 類	件 数
(民事関係)	
通常訴訟	305,711
手形・小切手訴訟	599
少額訴訟	13,504
少額訴訟判決異議	243
再審訴訟	25
訴え提起前の和解	7,636
支払督促	559,240
公示催告	13,185
保全命令	12,840
過料	61,926
民事調停	365,204
うち一般調停	47,172
うち宅地建物調停	7,907
うち農事調停	33
うち商事調停	10,867
うち交通調停	4,607
うち公害等調停	192
うち特定調停	294,426
(刑事関係)	
通常第一審事件	15,955
略式事件	892,050
令状事件	335,375

○ 東京都内の各簡易裁判所の事件数(平成13年・新受事件)

	民事訴訟 (少額訴訟除く)	少額訴訟	民事調停	支払督促	刑事訴訟	通常略式	交通略式	令状
東京簡裁	52853	2170	29919	45004	1749	10778	50698	34955
八丈島簡裁	3	1	9	13	0	2	21	22
伊豆大島簡裁	8	0	8	15	0	3	32	19
新島簡裁	3	0	4	4	0	2	0	4
八王子簡裁	992	49	663	1146	44	1369	1235	1969
立川簡裁	1439	54	958	1681	93	573	15859	2214
武蔵野簡裁	1127	94	581	1345	63	510	1065	1788
青梅簡裁	322	18	108	521	1	195	253	504
町田簡裁	844	64	434	1001	36	349	1072	724

(注) 民事訴訟とは、通常訴訟、手形訴訟、少額訴訟異議及び再審事件の合計である。

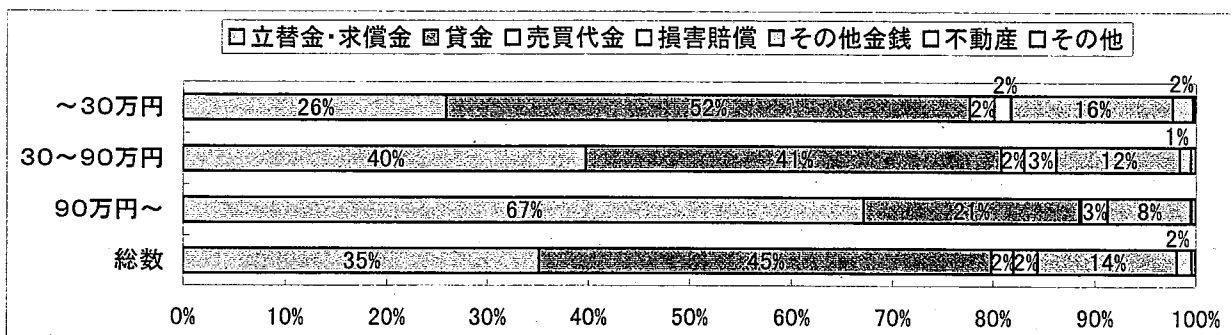
○ 東京都内の各簡易裁判所の裁判官数(平成14年4月)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
東京簡裁	62	26	0	
八丈島簡裁	1	1	1	
伊豆大島簡裁	1	1	1	
新島簡裁	1	1	1	伊豆大島簡裁からてん補
八王子簡裁	2	2	2	
立川簡裁	4	4	4	
武蔵野簡裁	2	2	2	
青梅簡裁	1	1	1	
町田簡裁	1	1	1	
合計	75	39	13	

簡裁と地裁の民事通常訴訟における訴額ごとの事件種類別事件数
(平成9年・既済事件)

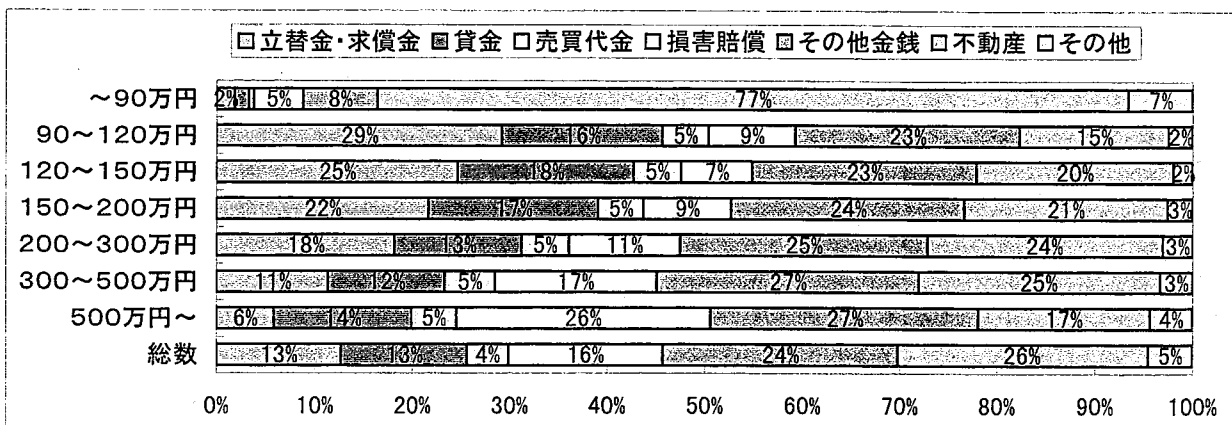
◎簡裁

訴額区分	合計	立替金・求償金・貸金			その他					
		立替金・求償金	貸金	小計割合	売買代金	損害賠償	その他金銭	不動産	その他	小計割合
～30万円	138,711	35,943	71,772	77.7%	3,419	2,250	22,128	2,809	390	22.3%
30～90万円	110,724	44,009	45,464	80.8%	2,527	3,440	13,493	1,265	526	19.2%
90万円～	23,620	15,861	5,041	88.5%	40	610	1,947	34	87	11.5%
総数	273,087	95,814	122,279	79.9%	5,987	6,303	37,574	4,122	1,008	20.1%



◎地裁

訴額区分	合計	立替金・求償金・貸金			その他					
		立替金・求償金	貸金	小計割合	売買代金	損害賠償	その他金銭	不動産	その他	小計割合
～90万円	14,524	267	214	3.3%	69	732	1,101	11,179	962	96.7%
90～120万円	14,065	4,106	2,318	45.7%	672	1,241	3,242	2,136	350	54.3%
120～150万円	9,753	2,406	1,762	42.7%	476	711	2,246	1,960	192	57.3%
150～200万円	13,309	2,880	2,327	39.1%	620	1,191	3,185	2,762	344	60.9%
200～300万円	17,019	3,089	2,228	31.2%	828	1,944	4,310	4,095	525	68.8%
300～500万円	17,938	2,039	2,151	23.4%	929	2,970	4,819	4,431	599	76.6%
500万円～	50,287	2,925	7,094	19.9%	2,339	13,100	13,822	8,795	2,212	80.1%
総数	139,603	17,713	18,095	25.6%	5,934	22,115	33,593	35,740	6,413	74.4%



(注)1 「総数」には、上記訴額区分の件数の他に、算定不能等の件数が含まれている。

2 最高裁判所調べ

裁量移送の状況(昭和58年～平成9年)

区分	既済事件数(全簡裁・通常訴訟)					裁量移送事件数									
	総数	金銭を目的とする訴え	建物を目的とする訴え	土地を目的とする訴え	その他の訴え	総数		金銭を目的とする訴え		建物を目的とする訴え		土地を目的とする訴え		その他の訴え	
						比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率		
昭和58	163,450	151,204	5,467	5,432	1,347	1,640	1,187	0.8%	146	2.7%	283	5.2%	24	1.8%	
59	213,206	201,059	5,820	4,836	1,491	1,010	574	0.3%	151	2.6%	251	5.2%	34	2.3%	
60	232,022	220,678	5,350	4,617	1,377	1,147	729	0.3%	144	2.7%	235	5.1%	39	2.8%	
61	218,895	208,663	4,883	4,165	1,184	1,012	708	0.3%	138	2.8%	144	3.5%	22	1.9%	
62	192,987	183,627	4,343	3,980	1,037	1,320	1,008	0.7%	116	2.7%	153	3.8%	43	4.1%	
63	157,164	147,859	4,030	4,269	1,006	1,320	772	0.5%	110	2.7%	370	8.7%	68	6.8%	
平成元	118,019	110,115	3,397	3,490	1,017	1,214	793	0.7%	95	2.8%	142	4.1%	184	18.1%	
2	99,545	92,313	2,943	3,557	732	848	538	0.6%	76	2.6%	171	4.8%	63	8.6%	
3	107,102	99,916	2,754	3,708	724	993	674	0.7%	107	3.9%	188	5.1%	24	3.3%	
4	153,566	147,008	2,624	3,223	711	1,101	816	0.6%	131	5.0%	132	4.1%	22	3.1%	
5	219,027	212,830	2,475	2,838	884	1,376	1,116	0.5%	90	3.6%	150	5.3%	20	2.3%	
6	245,628	239,673	2,411	2,626	918	1,476	1,230	0.5%	79	3.3%	140	5.3%	27	2.9%	
7	243,534	238,042	2,325	2,243	924	1,484	1,280	0.5%	75	3.2%	101	4.5%	28	3.0%	
8	266,645	261,539	2,083	2,054	969	1,292	1,079	0.4%	43	2.1%	123	6.0%	47	4.9%	
9	273,087	267,957	2,071	2,051	1,008	1,068	884	0.4%	45	2.2%	111	5.4%	28	2.8%	

(注)1 「裁量移送事件数」は、簡裁民事通常訴訟事件について、旧民事訴訟法31条の2により簡裁から地裁への移送決定がされた事件数である。

2 「比率」は、各項目に対応する「既済事件数」を母数とした場合の裁量移送事件数の比率である。

